

令和6年度小坂町障がい者就労施設等優先調達方針

令和6年4月1日策定

1 目的

この方針は、国等による障害者や就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針に関し、必要な事項を定め、もって障害者就労施設等の受注の機会の確保に資することを目的とする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、小坂町の全組織とする。

4 調達の対象品目等

障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

（1） 物品

印刷・製本、食料品、その他障害者就労施設等が提供可能な物品

（2） 役務

除草作業、清掃作業、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達の推進方法

- （1） 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、全庁的な取組みを推進する。
- （2） 障害者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を組織全体で共有し、障害者就労施設等への発注に努める。

6 調達目標

対象となる物品等の種別毎に、前年度の実績額を上回る額とすること。

7 調達実績のとりまとめ及び公表

毎会計年度又は毎事業年度の実績について、その概要をとりまとめ、ホームページ等を通じて公表する。